

勝央町
第4次地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和3年3月

勝央町

目 次

第1章 計画策定の背景	1
第2章 計画の基本的事項	3
1 計画策定の目的.....	3
2 これまでの取組状況.....	3
3 計画の位置付け.....	10
4 実行計画の期間.....	11
5 調査対象範囲.....	11
6 温室効果ガスの算定方法.....	12
第3章 温室効果ガス排出状況	14
1 平成25年度（基準年）の温室効果ガス排出量.....	14
2 活動量の推移.....	15
3 温室効果ガス排出量の推移.....	15
第4章 温室効果ガス削減目標	16
1 目標設定の考え方.....	16
2 温室効果ガス削減目標.....	17
第5章 温室効果ガス削減への取組施策	19
1 取組方針.....	19
2 具体的な取組施策.....	21
第6章 実行計画の推進	30
1 進行管理の基本的な考え方.....	30
2 計画の進め方.....	31
3 計画の運用フロー.....	35

第1章 計画策定の背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、最も重要な環境問題の一つであり、大気中の温室効果ガスについて排出量と吸収量の均衡を図ることにより、地球温暖化を防止することは人類共通の課題となっています。

平成 27 年にアメリカのニューヨークで開催された国連サミットにおいては、「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、社会、経済、環境に関する様々な課題を令和 12 年に向けて総合的に解決する強い意志が共有されました。

そして、同年 11 月から 12 月にフランス・パリにおいて開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)では、気候変動枠組条約に加盟する 196 カ国すべてが協調して温室効果ガスの削減に取り組む国際的な枠組として、「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の目標としています。

また、平成 28 年には「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。これは、我が国の地球温暖化対策を進めていく上での礎となる計画であり、温室効果ガスの排出量について、中期目標として、「令和 12 年度において、平成 25 年度比 26.0%減の水準にする」という目標が掲げられています。

なお、エネルギー起源二酸化炭素のうち、地方公共団体の事務・事業に伴う排出の多くが該当する「業務その他部門」は 39.8%削減が目標となっています。

さらに、長期的目標として「2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減」を目指すものとなっています。

表 1 地球温暖化対策計画におけるガス別(部門別)排出量の目安

対象ガス・部門	排出量実績	排出量目安	削減率 ^{※1} (令和 12 年度/ 平成 25 年度)
	平成 25 年度	令和 12 年度	
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	927	25.0%
産業部門	429	401	6.5%
業務その他部門	279	168	39.8%
家庭部門	201	122	39.3%
運輸部門	225	163	27.6%
エネルギー転換部門	101	73	27.7%
非エネルギー起源二酸化炭素(CO ₂)	75.9	70.8	6.7%
メタン(CH ₄)	36.0	31.6	12.3%
一酸化二窒素(N ₂ O)	22.5	21.1	6.2%
代替フロン等 4 ガス	38.6	28.9	25.1%
吸収源 ^{※2}	—	-37.0	—
合計	1,408	1,043	26.0%

※1：削減率は四捨五入の関係で表内の数値の計算と合わない場合があります。

※2：内訳は、森林 27.8 百万 t-CO₂、農地土壌炭素吸収源対策・都市緑化等 9.1 百万 t-CO₂。

勝央町は、地球温暖化対策において、平成 28 年 3 月に「勝央町第 3 次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「第 3 次実行計画」という。）を策定し、町民・事業者への普及啓発を目的とした行政の率先行動として、公共施設に対して省エネルギー（以下「省エネ」という。）診断の実施や設備改修等を行うなど、温室効果ガス排出削減に向けて取組を進めてきました。

今後は、町民・事業者に最も近い立場にある行政として、自ら率先・誘導し、排出削減対策を効果的に進めていくことが重要となっており、環境施策の推進にあたっては、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の視点を取り入れ、環境面からだけでなく経済面及び社会面から総合的なアプローチをすることにより、持続可能な社会の実現や、地域循環共生圏の形成をめざした環境課題を中心とする地域課題の解決にも取り組む必要性があります。

こうした状況を受け、令和 2 年度に第 3 次計画期間の終了を迎えること、国の施策との整合が求められることなどから、勝央町第 4 次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「第 4 次実行計画」という。）を策定することとなりました。

持続可能な開発目標 (SDGs)

人間が持続可能な経済活動や社会活動を営む前提として、地球環境が健全である必要がありますが、人間活動に伴う地球環境の悪化はますます深刻になってきており、我々の生命活動自体が危機に瀕していると言えます。この概念を分かりやすく整理したものが、環境、経済、社会を三層構造で示した木の模式図です。木の枝には、環境、社会、経済の三層を示す葉が繁り、木を支える幹は、ガバナンスを示しています。木の根に最も近い枝葉の層は環境であり、環境が全ての根底にあり、その基盤上に社会経済活動が依存していることを示しています。また、木が健全に生育するためには、木の幹が枝葉をしっかり支えると同時に、水や養分を隅々まで行き渡らせる必要があります。木の幹に例えられているガバナンスは、SDGs が目指す環境、経済、社会の三側面の統合的向上を達成する手段として不可欠なものです。

環境、経済、社会を三層構造で示した木の図



資料：環境省環境研究総合推進費戦略研究プロジェクト「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究」より環境省作成

第2章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

第4次実行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」第21条1項に基づき、町の事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画として策定される計画であり、町の事務及び事業に関する地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

また、事務事業編の策定は、地方公共団体自身に対して効果があるのは当然ながら、地域全体への効果も期待されます。地方公共団体自身への効果としても、環境部局（温室効果ガス排出量の削減に関する具体的な知見の蓄積等）のみならず、営繕部局（低炭素化の技術力向上等）、管財部局（施設の長寿命化等）、財政部局（ライフサイクルコストの削減等）、全庁的・横断的な効果（光熱水費の削減等）など、多岐に及びます。地域全体への効果としては、地域に対して温室効果ガス排出量の削減の模範が示されることや、地域の実質的な温室効果ガス排出量の削減がなされるなどの効果が挙げられます。

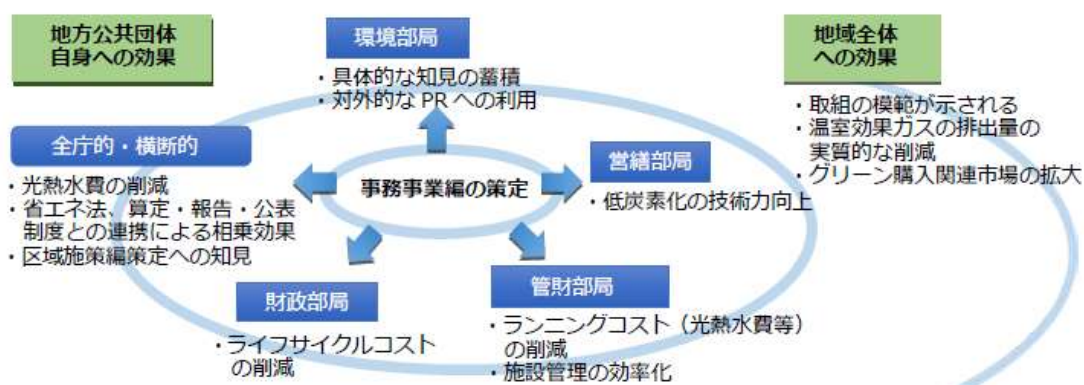


図1 事務事業編の効果

2 これまでの取組状況

(1) 第3次実行計画の概要

- 計画期間：平成28年度～令和2年度（5年間）
- 基準年：平成26年度
- 対象範囲：本町が管理する事務・事業（一部指定管理施設含む）

なお、第3次実行計画では対象範囲を、以下に示す削減対象施設と削減対象外施設に区分し、管理をしています。

- 削減対象施設
計画の調査対象範囲から削減対象外施設を除いた範囲とし、同施設に対しては温室効果ガス排出量の把握並びに排出削減への取組の実施に加え、実行計画の削減目標に対する達成状況を調査・管理します。
なお、基準年の削減対象施設における温室効果ガス排出量を、第3次実行計画の基準排出量とします。
- 削減対象外施設
以下に分類される施設では削減目標に基づく管理は行わず、温室効果ガス排出量の把握並びに排出削減への取組のみ実施します。

表 2 対象施設一覧表

対象	分類	部・施設名
削減対象施設	本庁舎	議事事務局
		総務部
		税務住民部
		健康福祉部
		産業建設部
		上下水道部
		出納室
		教育振興部
		小中学校
	勝間田小学校	
	勝央北小学校	
	公共施設	河原会館
		長尾山斎場
		総合保健福祉センター
		高取保育園
		勝間田保育園
		植月保育園
		吉野保育園
		古吉野保育園
		公民館
		図書館・美術文学館
		勝央文化ホール
	地域支援センター虹	
上下水道施設	勝央浄化センター	
削減対象外施設	指定管理施設	おかもまファーマーズマーケット・ノースヴィレッジ

- 対象ガス：CO₂（二酸化炭素）
- 削減目標：基準排出量（1,729 t-CO₂）に対して5%削減

(2) 第3次実行計画の目標達成状況

令和元年度における第3次実行計画の削減対象施設より排出された温室効果ガス総排出量は1,779 t-CO₂となり、基準排出量1,729t-CO₂に対して50t-CO₂（2.9%）増加しており、現状では削減目標（5.0%削減）達成には至っていません。

排出量の増減状況では、A重油、LPG使用に伴う排出量は減少しているものの、ガソリン、軽油、灯油、電気使用に伴う排出量は増加しています。

なかでも、電気使用に伴う排出量の増加は72t-CO₂となっており、排出量増加の主要因は、本庁舎（本庁舎、公民館、図書館・美術館、文化ホール）における電気使用量の増加によるものです。

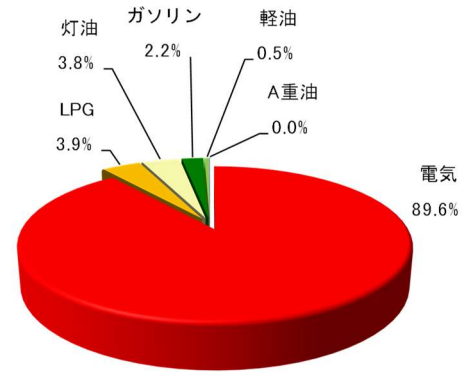
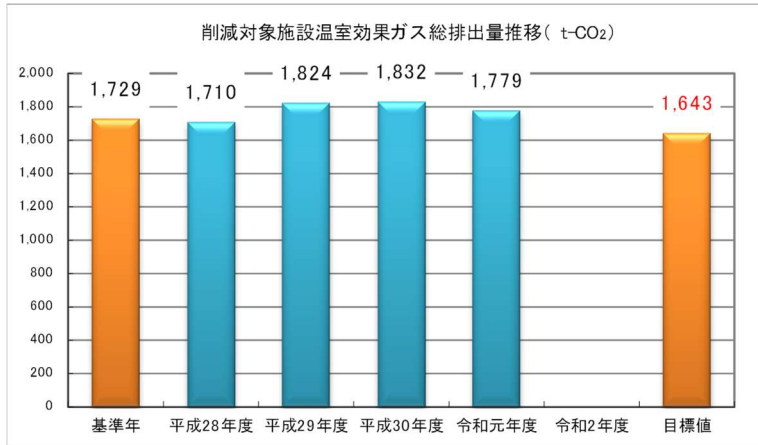


図 2 温室効果ガス排出量推移及び排出源構成 (削減対象施設)

表 3 排出源別排出量 (削減対象施設)

(単位: t-CO₂)

項目	平成26年度 (基準年)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度			
	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	基準年比 増減量	基準年比 増減率	
燃料	ガソリン	37	40	39	36	38	2	4.9%
	軽油	8	13	12	13	9	0	4.0%
	灯油	59	82	87	79	68	8	14.2%
	A重油	21	8	6	6	1	-21	-97.0%
	LPG	82	81	86	78	69	-12	-15.2%
電気	1,522	1,487	1,594	1,619	1,594	72	4.8%	
温室効果ガス排出量	1,729	1,710	1,824	1,832	1,779	50	2.9%	

(3) 取組状況調査結果

地球温暖化対策実行計画における取組状況の把握等を目的として実施したアンケート調査結果は以下のとおりです。

削減対象施設に対して行ったアンケート結果、調査項目全体の平均実施率は78%となっています。

「照明に関する取組」は、平均実施率が88%と分類中では最も高く、逆に「その他の取組」は、平均実施率が59%と分類中最も低くなっています。

取組項目のなかでも、事務所の用途別エネルギー消費量のうち約31%を占める空調(熱源)における取組実施率が78%となっており、空調温度管理等に関する項目については実施率が60%台と取組の改善余地があります。

表 4 分類別実施状況

分類別実施状況	実施率
A. 空調、換気に関する取組	78%
B. 照明に関する取組	88%
C. O A 機器に関する取組	65%
D. 公用車の使用に関する取組	78%
E. 給湯に関する取組	78%
F. その他の電力使用機器等に関する取組	81%
G. 省資源（用紙・水等）に関する取組	81%
H. ごみの廃棄・リサイクルに関する取組	74%
I. 公共工事に関する取組	69%
J. その他の取組	59%
全体平均	78%

表 5 分類別取組項目実施状況（1）

分類	取組項目	実施率
A ・ 空調、 換気 に関 する 取組	就業時間内で、未使用部屋の冷暖房機器の電源は、オフにする	99%
	夏・冬期は、室温に合わせた服装にする（夏期のノーネクタイ等の軽装、冬期の重ね着等）	92%
	断続的に使用する部屋（会議室等）の空調は、電源をこまめに切る	91%
	就業時間外や会議室の使用前後における空調の使用時間短縮化を図る	90%
	空調の使用時は、空調設備の空気の吹き出し口付近に空気の流れを遮断するような障害物を配置しない	90%
	空調使用時は外気の侵入による空調効率低下を防止するため、ドアや窓を確実に閉める	89%
	空調時の不要な換気を避ける	87%
	春、秋の穏やかな日には、出来る限り自動ドアを開放する（施設管理者が取組）	80%
	夏期にはブラインドなどにより日射をさえぎり、冬期には自然光を積極的に取り入れる	76%
	空調機器フィルターを定期的に清掃し、熱効率の維持に努める（施設管理者が取組）	72%
	暖房使用時の室温は、室温 20℃を目安とする	69%
	閉館時間が定まっている施設では、閉館30分前に空調を止める（施設管理者が取組）	69%
	エアコンと扇風機を併用し室内の温度ムラを解消する	68%
	冷房使用時の室温は、室温 28℃を目安とする	68%
	カーテンやブラインド、断熱フィルム等を利用し、冷暖房効果を高めるよう努める	66%
	室内温度や外気温を測定し、空調使用や温度設定の参考とする（施設管理者が取組）	64%
冷房期間中、すだれなどを利用し空調室外機への日光の直射を防止する（施設管理者が取組）	56%	
空調機器の運用マニュアルを作成・統一する（施設管理者が取組）	48%	
B ・ 照 明 に 関 する 取 組	廊下・ホール等共用スペースの点灯は、必要最小限とする	96%
	残業時の照明は、必要箇所以外消灯する	96%
	退室時に人がいなくなるエリアの照明を消す	94%
	トイレの照明は、必要時以外消灯する	94%
	始業時間まで、照明を消灯しておく（ただし、窓口業務等接客部分のみ点灯）	93%
	会議室、更衣室、倉庫など断続的に使用する部屋の照明は、使用後の消灯を徹底する	93%
	給湯室の照明は、必要時以外消灯する	92%
	夜間の巡視により空調・照明・換気などの消し忘れを防止する	91%
	施設敷地内の外灯等の点灯は、安全等へ配慮しつつ必要最小限とする	90%
	照明機器の適正な時期での交換を実施する（施設管理者が取組）	84%
	晴天時の窓際、昼休み、事務室内の未使用スペースの照明は、支障のない範囲で消灯する	83%
	照明スイッチに点灯場所を明示する（施設管理者が取組）	76%
照明機器の反射板などの清掃を定期的実施する（施設管理者が取組）	68%	

表 6 分類別取組項目実施状況（2）

分類	取組項目	実施率
C ・ O A 取 機 器 に 関 す る	所属の最終退庁者が、所属のパソコンやプリンタの電源が切れていることを確認する	91%
	デスクトップコンピュータでは、本体だけでなくモニタの電源も切る	79%
	コピー機、プリンタ等周辺機器を使用しないときは、こまめに電源を切る	70%
	パソコンの電源管理（低電力モードの活用や外勤時の電源OFFなど）を行う	68%
	OA機器を新規導入・更新する際、国際エネルギースターロゴマークが貼付された機器を購入する（施設管理者が取組）	66%
	パソコンモニタの輝度を業務に支障の無い範囲で下げる	60%
	スイッチ付き電源タップを活用し、退室後の待機電力消費を防止する	57%
	退庁時には、可能なすべてのOA機器のコンセントを抜く	55%
	昼休みはOA機器の電源を切る	48%
D ・ 公 用 車 の 使 用 に 関 す る 取 組	合理的な走行ルートを選択と経済速度による走行に努める	93%
	道路状況（工事区間や渋滞する場所・時間帯、迂回路等）について情報交換を行い、公用車の円滑な運行を心掛ける	88%
	不要なアイドリングの停止を徹底する	87%
	車の不要物の積載は、その都度車から降ろす	85%
	荷物の積み降ろし等で車を降りる際はエンジンを切る	85%
	メンテナンスを適切に行うことで車両の性能低下を防止する	85%
	ふんわりアクセル「eスタート」を心掛ける	85%
	同じ方面の移動はできるだけ相乗に努める	84%
	急発進・急加速の防止に努める	82%
	早めのアクセルオフを心掛ける	77%
	カーエアコンについて、こまめにオン、オフするなど適切な温度調整を心掛ける	70%
	給油等の機会を利用して、タイヤの空気圧の点検と適正化を行い、燃費の向上に努める	60%
	燃料消費量と走行距離から燃料を計測し、取組の指標とする	51%
	近くの場合に移動する際、自転車等を利用する	46%
E ・ 給 湯 に 関 す る 取 組	ガスコンロ等を使用する際、必要以上に強火にしないように心がける	84%
	長時間使用しない給湯機器等の種火を消す	80%
	お湯を沸かす時は、給湯器からのお湯を利用する	79%
	お湯の利用を必要最低限とし、沸かしすぎを防止する	78%
	給湯器や湯沸かし器の設定温度を低めに抑える	76%
	給湯器、瞬間湯沸器などは季節に合わせて設定温度を調節する	75%
	ボイラ等は定期的にメンテナンスを実施する（施設管理者が取組）	74%
F ・ そ の 他 の 電 力 使 用 機 器 等 に 関 す る 取 組	未使用部屋の暖房機器は、必ずオフにする	92%
	エレベーターの使用を控える	90%
	電気ポットの電源は、夜間・休日など長時間使用しないときは切る	88%
	空調を実施しない中間期には、特別な事由がない場合、窓の開閉による自然換気を行う	87%
	トイレ、湯沸室、倉庫など常時利用しない部屋の換気扇は、必要時のみ使用する	85%
	冷蔵庫、テレビ等の電気製品の使用台数の合理化を図る（施設管理者が取組）	85%
	暖房機器の使用時間短縮に最大限努力する	84%
	電気製品等の新規導入・更新の際には、省エネを考慮して、消費電力が低い製品を購入に努める（施設管理者が取組）	81%
	温水洗浄便座などは季節に合わせて設定温度を調節する	80%
	電気温水器・温水洗浄便座など温水機器の省エネモードを活用する	79%
	温水洗浄便座のフタを使用時以外は閉める	79%
	電気ポットの保温設定はなるべく低く設定し、必要な湯量のみとする	78%
	機器を使用しない時には、業務に支障のない範囲で主電源を切る	77%
	ストーブ等による暖房時の温度は、室温が20℃を目安とする	76%
	冷蔵庫の設定温度はできるだけ、夏は「中」、冬は「弱」に設定する （デマンド監視装置がある場合）デマンド警報発令時の対処方法を事前に決める（施設管理者が取組）	73%
自動販売機の設置台数の見直しや、省エネ型への転換を設置者に要請する（施設管理者が取組）	60%	
	電気使用のピークカット及び電気使用量の削減を図るため、デマンド監視装置等を設置する（施設管理者が取組）	43%

表 7 分類別取組項目実施状況 (3)

分類	取組項目	実施率
G ・ 省 資 源 (用 紙 ・ 水 等) に 関 す る 取 組	用紙についてはA3・A4サイズによるA版への統一を原則とする	94%
	パンフレットなどの印刷物を作成する際、必要最低限の部数の印刷に努める	92%
	庁内会議では、封筒を配布しない	92%
	ミスコピーの防止に努める(コピー機の使用後はリセットボタンを押すなど)	91%
	日常的に洗面所や流しにおける節水の励行を実施する	91%
	ミスコピー紙は、専用の回収ボックスに収集し、再利用に努める	88%
	パソコンからプリントするときは、必ずプレビューで確認してから印刷を行う	87%
	職員以外が参加する会議・講習会において可能な限り、封筒を配布しない	86%
	水道使用時には節水に心掛ける	86%
	コピーや印刷物の作成に、両面コピー・両面印刷を実施する	85%
	コピー用紙の使用の際、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面使用を行う	83%
	封筒等の事務用紙製品、ファイル類の購入は、リサイクル製品を積極的に購入する	82%
	水漏れの点検を実施する(施設管理者が取組)	81%
	会議等で使用する資料は、ワンペーパー化(規格統一)するように工夫する	80%
	施設利用者に節水を呼び掛ける	79%
	購入・使用する用紙類、外注印刷物等は、古紙配合率が高い再生紙を積極的に利用する	77%
	事務書類(会議用資料、事務手続、報告書、FAX送付状等)を簡素化する	77%
	事務連絡等は回覧や電子メールを活用し、FAXや文書配布を削減する	77%
	片面印刷を行わず、小冊子印刷方式で印刷する	72%
	コピー用紙・OA用紙類は、古紙配合率100%、白色度70%以下の再生紙の購入に努める	70%
書類等の保存には、電子媒体を使用する	70%	
優先的に環境物品(グリーン購入対象品目)を購入する	68%	
止水栓等の調整により水道水圧を低めに設定する	67%	
毎月のエネルギー使用量を記入するシートを作成するなど、毎月のエネルギー使用量の「見える化」を行う	49%	
H ・ ご み の 廃 棄 ・ リ サ イ ク ル に 関 す る 取 組	各庁舎管理者が定める排出方法に従い、分別排出を徹底する	93%
	スチール缶・アルミ缶、ペットボトル、ビンなどのリサイクルを実施する	91%
	使用済み封筒は、積極的に再利用する	90%
	物品の長期使用に努める	89%
	シュレッダーされた文書を廃棄処分(焼却)せず、リサイクルするように努める	87%
	備品は、修理等加えながら長期使用に努める	87%
	使用していない筆記用具はストック置き場に戻す	84%
	町が定める廃棄物排出区分に基づく排出方法を定め、分別排出しやすいごみ置き場を設けることで、資源ごみの100%再利用、再資源化を図る	83%
	コピー機やプリンタ等のトナーカートリッジは、業者による回収・リサイクルを徹底する	83%
	詰め替え可能な文具、洗剤等を使用する	83%
	ファイルや書類ホルダーは、表題を変えて再利用する	82%
	物品等は必要最小限の量を計画的に購入する	81%
	詰め替え可能な製品については、その購入を積極的に行う	81%
	ポスター、カレンダー等の裏面をメモ用紙や名刺等に活用する	81%
	トイレットペーパー等の衛生用紙は、古紙配合率の高い製品を積極的に購入する	79%
	両面使用後の用紙は、資源ごみとしてリサイクルに努める	79%
	民間のリサイクル業者や地域の自主回収とも連携し、分別を徹底することにより、可能な限り多くのリサイクルに努める	78%
	備品等の高効率供用を図るため、不要品の所管替えを促進する	75%
	売店等での買い物の際には、マイバックを持参し、レジ袋の受取を辞退する	75%
	マイ箸、マイカップの持参により、割り箸、紙コップ等の使用を控える	70%
弁当や飲料の容器など、個人のごみは持ち帰る	68%	
物品購入は、簡易包装された製品を選択するようにする	65%	
文具および事務用品等の購入は、再生材を使用している製品を積極的に購入する	62%	

表 8 分類別取組項目実施状況（4）

分類	取組項目	実施率
H リサイクルの取組 ごみの廃棄に関する	物品購入の際には、リサイクル可能な製品を優先的に購入する	62%
	使い捨て製品の使用や購入の削減を実施する	59%
	使い捨て容器使用の製品（お弁当など）の購入を自粛する	58%
	原則、室内の屑かごを廃止し、分別ボックス（袋）のみとする	54%
	制服、作業服等の衣類に関して可能な限りリサイクル商品を購入する	46%
	生ごみを堆肥にリサイクルする食品リサイクルを率先実施する	41%
	生ごみ等をコンポスト化し、廃棄物の削減を実施する	40%
I 関する公共工事 取組に	工事の際の省エネルギーや節水、出入り車両の整備の励行、アイドリングストップ等による排ガス、騒音、振動等の抑制を促す	73%
	工事は可能な限り効率化、合理化し、工期の短縮・効率化を図る	72%
	公共工事等の設計に当たっては、環境に配慮（再生材の使用、緑化等）した設計を推進する	69%
	公共施設敷地内の緑化を積極的に実施する	69%
	公共工事等の計画・設計には緑化への配慮に努める	65%
	道路などの公益用地の緑化を推進する	64%
J その他の取組	幹部職員、管理職が率先して行い、全庁的な取組へと発展させて行く（施設管理者が取組）	66%
	設備の更新や改修にあわせて管理標準の見直しを行う（施設管理者が取組）	65%
	ノー残業デー、ノーマイカーデーを実施する	63%
	職場単位で省エネ、地球温暖化防止への取組テーマを提案・実施する	61%
	職員全員を対象に、環境に関する研修を積極的に実施する（施設管理者が取組）	59%
	職員全員に環境問題に関する情報の提供を積極的に行う（施設管理者が取組）	59%
	フロン法に基づく定期点検を実施する（施設管理者が取組）	57%
	省エネ法に基づき各町有施設のエネ使用設備に係る管理標準を定める（施設管理者が取組）	46%
職員が研修や環境に関するシンポジウム等に積極的に参加できるよう努める（施設管理者が取組）	43%	

(4) 評価

令和元年度の温室効果ガス排出量は、平成 26 年度（基準年）比で 2.9%増加しており、本町の排出構成の約 89.6%を示す電気使用に伴う排出量は平成 26 年度（基準年）比で 4.8%増加しています。

また、取組状況調査結果では、電気に関する取組結果については、下記のとおりとなっています。

表 9 電気に関する取組実施率

空調、換気に関する取組実施率	78%
照明に関する取組実施率	88%
OA 機器に関する取組実施率	65%
その他の電力使用機器等に関する取組実施率	81%

こうしたことから、今後は、電気使用に関する取組について、継続的な省エネ活動の推進、徹底が望まれるほか、町民サービスに伴い排出される温室効果ガスも少なくないことから、町民及び事業者との連携・協働が望まれます。

■ 事務系施設の取組

- ❖ 庁舎等の事務系施設では、エネルギー使用量のうち空調（冷暖房）の占める割合が大きいことから、空調（冷暖房）温度の適正な管理やその他の節電の取組等を継続的に行う。

- ❖ 施設の運用改善やO A機器・照明について、職員一人ひとりの取組を継続的に実施し、定着化させていく。
- ❖ 定期的なメンテナンスによる設備・機器の性能の維持を図る。
- ❖ より高効率な設備・機器への更新によるエネルギー化を図る。

■ 事業系施設の取組

- ❖ 定期的なメンテナンスによる設備・機器の性能の維持を図る。
- ❖ より高効率な設備・機器への更新によるエネルギー化を図る。

■ 町民・事業者への取組

- ❖ 町民が利用する施設では、利用者に協力を求め、町民との協働による取組を行っていく。

3 計画の位置付け

第4次実行計画は、温対法第21条に規定する地方公共団体地球温暖化対策実行計画のうち、本町の事務事業に係る温室効果ガス排出抑制を掲げる事務事業編（地方公共団体実行計画（事務事業編））として策定するものです。

第4次実行計画は、「第4次勝央町振興計画」を上位計画とし、勝央町の環境保全、とりわけ温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化対策に係る計画として位置付けるものです。

また、施設や設備機器の新設・更新・運用については「勝央町公共施設等総合管理計画」等の関連計画とも連携し、当該施設・設備の運用に十分配慮した取組を実施するものとします。

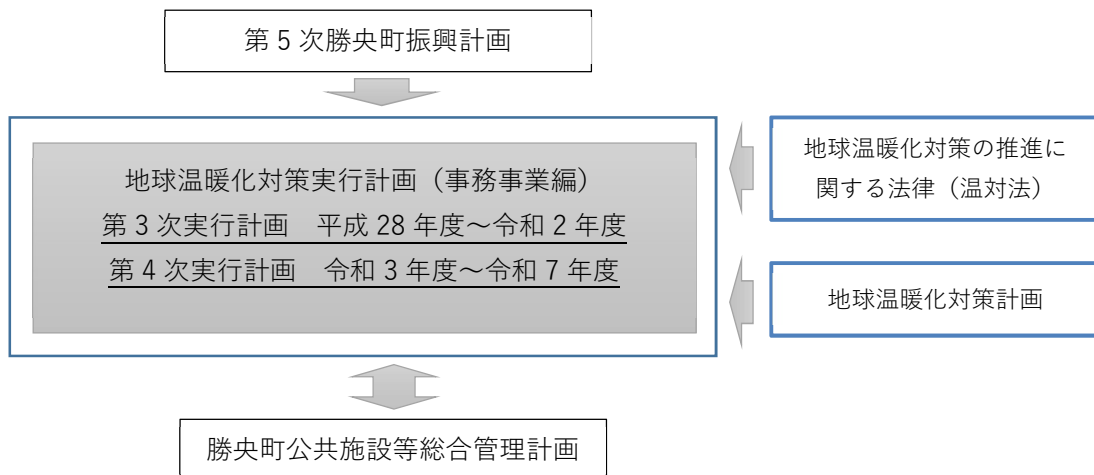


図 3 計画の位置付け

4 実行計画の期間

国の「地球温暖化対策計画」の中期目標に準じて、平成 25 年度を基準年度、令和 12 年度を中期目標年度として設定したうえで、本計画における目標年度については令和 7 年度とします。

ただし、社会状況の変化や技術的進歩、実務の妥当性などを踏まえ、必要に応じた見直しを行います。

- 基準年度：平成 25 年度
- 計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度（5 年間）

5 調査対象範囲

(1) 計画の対象範囲

町の直接管理施設及び指定管理施設における全事務事業を対象とします。

- 町の全事務事業

表 10 対象施設一覧表

分類	部・施設名	分類	部・施設名
本庁舎	議事事務局	公共施設	おかやまファーマーズマーケット・ノースヴィレッジ
	総務部		吉野コミュニティセンター
	税務住民部		古吉野コミュニティセンター
	健康福祉部		植月コミュニティセンター
	産業建設部		高取多目的研修集会所
	上下水道部		下山本陣
	出納室		旧勝央町郷土美術館(旧勝田郡役所)
	教育振興部		勝央町武道館
小中学校	勝央中学校		町民プール更衣室外
	勝間田小学校		勤労者体育センター
	勝央北小学校		ふれあい館かしの木(旧高齢者福祉センター)
公共施設	河原会館		第1分団コミュニティ消防センター
	長尾山斎場		第2分団コミュニティ消防センター
	総合保健福祉センター		第3分団コミュニティ消防センター
	高取保育園		第4分団コミュニティ消防センター
	勝間田保育園		第5分団コミュニティ消防センター
	植月保育園		本部コミュニティ消防センター
	吉野保育園		北部運動公園
	古吉野保育園		緑地運動公園
	公民館		旧吉野小学校
	図書館・美術文学館	勝間田駅	
	勝央文化ホール		
	地域支援センター虹		
		上下水道施設	勝央浄化センター

(2) 対象とする温室効果ガス

温対法により削減の対象に規定される 7 種類の温室効果ガス（表 11）のうち、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）は、排出量の算定が困難であること、日本の温室効果ガス排出量に占める割合が小さいこと、六ふっ化

硫黄 (SF₆)、パーフルオロカーボン類 (PFC)、三ふっ化窒素 (NF₃) は、町の事務事業に関して発生することが想定されないため、排出量把握の対象から除外します。

したがって、第4次実行計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素 (CO₂) の1種類とします。

■ 二酸化炭素 (CO₂)

表 11 対象とする温室効果ガス及び排出源

温室効果ガス		用途、排出源
対象	二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼 電気の使用 等
対象外	メタン (CH ₄)	一般廃棄物の焼却、産業廃棄物の焼却 下水・し尿処理及び浄化槽の使用
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行 家庭用機器 (給湯器、ストーブ等) の使用 等
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	エアコン、冷蔵庫などの冷媒ガス 等
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気絶縁ガス 等
	パーフルオロカーボン類 (PFC)	半導体の製造 等
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	液晶パネル製造、半導体の製造

6 温室効果ガスの算定方法

温室効果ガス排出量は、実行計画の対象となる事務・事業及び組織・施設の範囲について「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に定められた排出係数を用いて、二酸化炭素量に換算して算定するものとします。

$$\text{【温室効果ガス排出量】} = \text{【活動量】} \times \text{【排出係数】} \times \text{【地球温暖化係数 (GWP)】}$$

(1) 活動量

活動量とは、温室効果ガス排出の要因となる電気・燃料使用量等の総称です。

表 12 活動量項目

活動量項目	調査単位
電気使用量	kWh
ガソリン使用量	ℓ
軽油使用量	ℓ
灯油使用量	ℓ
A重油使用量	ℓ
LPG使用量	m ³

(2) 排出係数及び地球温暖化係数 (GWP)

温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数は表 13 のとおりです。

なお、電気の使用に伴う係数については、環境省より毎年度公表される「電気事業者別の二酸化炭素排出係数」の実排出係数を用いることとします。

また、地球温暖化係数 (GWP) は、CO₂ を基準としてガス種ごとの地球温暖化への影響度を示す数値のことです。本計画では CO₂ のみを調査対象とすることから、CO₂ を算定する上では GWP = 1 となります。

表 13 排出係数一覧表

排出源	排出係数(活動量ベース)		地球温暖化係数
	数値	単位	
燃料の使用に伴う排出			
ガソリン	2.32	kg-CO ₂ /ℓ	1
軽油	2.58	kg-CO ₂ /ℓ	1
灯油	2.49	kg-CO ₂ /ℓ	1
A重油	2.71	kg-CO ₂ /ℓ	1
液化石油ガス(LPG)	5.97	kg-CO ₂ /m ³	1
他人から供給された電気の使用に伴う排出※			
中国電力㈱	—	kg-CO ₂ /kWh	1

※ 電気事業者別排出係数 (単位: t-CO₂/千kWh)

	平成25年度	令和元年度
中国電力㈱	0.738	0.618

表 14 地球温暖化係数一覧 (三ふっ化窒素を除く。)

温室効果ガスである物質 (括弧内は地球温暖化対策推進法施行令第1条及び第2条に示された別名)	地球温暖化係数	
二酸化炭素	1	
メタン	25	
一酸化二窒素	298	
ハイドロフルオロカーボン	トリフルオロメタン (HFC-23)	14,800
	ジフルオロメタン (HFC-32)	675
	フルオロメタン (HFC-41)	92
	1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン (HFC-125)	3,500
	1,1,2,2,2-テトラフルオロエタン (HFC-134)	1,100
	1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)	1,430
	1,1,2-トリフルオロエタン (HFC-143)	353
	1,1,1-トリフルオロエタン (HFC-143a)	4,470
	1,2-ジフルオロエタン (HFC-152)	53
	1,1-ジフルオロエタン (HFC-152a)	124
	フルオロエタン (HFC-161)	12
	1,1,1,2,3,3,3-ヘptaフルオロプロパン (HFC-227ea)	3,220
	1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	9,810
	1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea)	1,370
	1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	1,340
	1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	693
	1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa)	1,030
	1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン (HFC-365mfc)	794
1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	1,640	
パーフルオロカーボン	パーフルオロメタン (PFC-14)	7,390
	パーフルオロエタン (PFC-116)	12,200
	パーフルオロプロパン (PFC-218)	8,830
	パーフルオロシクロプロパン	17,340
	パーフルオロブタン (PFC-31-10)	8,860
	パーフルオロシクロブタン (PFC-c318)	10,300
	パーフルオロペンタン (PFC-41-12)	9,160
	パーフルオロヘキサン (PFC-51-14)	9,300
パーフルオロデカリン (PFC-91-18)	7,500	
六ふっ化硫黄	22,800	

資料：環境省 温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver1.0 より

第3章 温室効果ガス排出状況

1 平成25年度（基準年）の温室効果ガス排出量

(1) 活動量及び温室効果ガス排出量

本町の第4次実行計画における平成25年度（基準年）の活動量及び温室効果ガス排出量は表15に示すとおりです。

平成25年度（基準年）温室効果ガス排出量 : 2,154 t-CO₂

表15 平成25年度（基準年）の活動量及び温室効果ガス排出量

項目		活動量	排出量 (t-CO ₂)
燃料	ガソリン	16,477 ℓ	38
	軽油	3,217 ℓ	8
	灯油	26,135 ℓ	65
	A重油	17,102 ℓ	46
	LPG	15,121 m ³	90
電気		2,582,024 kWh	1,906
合計			2,154

(2) 温室効果ガス排出構成

電気、燃料など排出要因別での温室効果ガス排出構成は、電気の構成比が全体の88.4%と最も高く、以下LPG(4.2%)、灯油(3.0%)、A重油(2.2%)、ガソリン(1.8%)、軽油(0.4%)となっています。

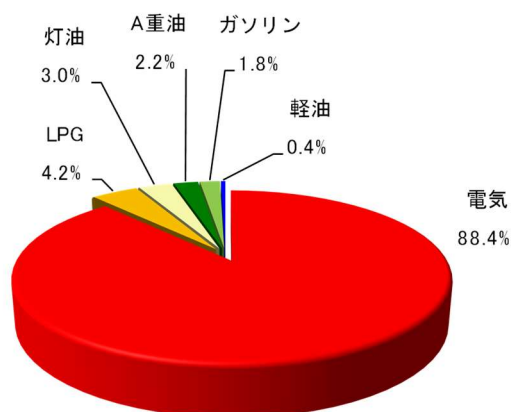


図4 温室効果ガス排出構成

2 活動量の推移

第4次実行計画における平成25年度及び令和元年度の活動量の推移を以下に示します。

ガソリン、軽油、灯油使用量は平成25年度比で増加しているものの、A重油、LPG、電気使用量は減少しています。

A重油使用量の主な減少要因としては、勝間田保育園において平成28年度にボイラの稼働停止における使用量の減少です。

表 16 活動量の推移

項目		平成25年度 (基準年)	令和元年度		
		使用量	使用量	基準年対比 削減量	基準年対比 削減率
燃料	ガソリン ℓ	16,477	18,889	2,412	14.6%
	軽油 ℓ	3,217	3,430	214	6.6%
	灯油 ℓ	26,135	27,440	1,305	5.0%
	A重油 ℓ	17,102	237	-16,865	-98.6%
	LPG m ³	15,121	12,850	-2,271	-15.0%
電気 kWh		2,582,024	2,575,660	-6,364	-0.2%

3 温室効果ガス排出量の推移

第4次実行計画における平成25年度及び令和元年度の温室効果ガス排出量の推移を以下に示します。

令和元年度の総排出量は1,790t-CO₂となり、平成25年度比で16.9%減少しています。

温室効果ガス総排出量減少の主要因は、電気使用量の減少及び電気の排出係数の低減(0.738→0.618kg-CO₂/kWh)によるものです。

表 17 温室効果ガス排出量の推移

項目		平成25年度 (基準年)	令和元年度		
		排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	基準年対比 削減量	基準年対比 削減率
燃料	ガソリン	38	44	6	14.6%
	軽油	8	9	1	6.6%
	灯油	65	68	3	5.0%
	A重油	46	1	-46	-98.6%
	LPG	90	77	-14	-15.0%
電気		1,906	1,592	-314	-16.5%
温室効果ガス排出量		2,154	1,790	-364	-16.9%

第4章 温室効果ガス削減目標

1 目標設定の考え方

国の地球温暖化対策計画では、温室効果ガス削減目標として、「令和 12 年度の温室効果ガス排出量を基準年度（平成 25 年度）比で 26.0%削減する」ことを掲げています。

この目標を達成するために、地方公共団体が含まれる「業務その他部門」のエネルギー起源二酸化炭素排出量を基準年度比で 39.8%削減する必要があるとされています。

勝央町の事務事業による温室効果ガス排出量の削減目標についても、国と同様、基準年度を平成 25 年度、長期目標年度を令和 12 年度として、第 4 次実行計画の最終年度である令和 7 年度において達成すべき中間目標を設定します。

表 18 地球温暖化対策計画の部門別削減目標

部 門	平成 25 年度 (基準年) (百万 t -CO ₂)	令和 12 年度		
		排出量目安 (百万 t -CO ₂)	削減率	基準年からの 削減量 (百万 t -CO ₂)
エネルギー起源 CO ₂				
産業部門	429	401	6.5%	28
業務その他部門	279	168	39.8%	111
家庭部門	201	122	39.3%	79
運輸部門	225	163	27.6%	62
エネルギー転換部門	101	73	27.7%	28
計	1, 235	927	25.0%	308
非エネルギー起源 CO ₂	75.9	70.8	6.7%	5
メタン	36.0	31.6	12.3%	4
一酸化二窒素	22.5	21.1	6.2%	1
代替フロン等 4 ガス	38.6	28.9	25.1%	10
吸収源	—	-37.0	—	-37
合 計	1, 408	1, 042	26.0%	365

2 温室効果ガス削減目標

(1) 長期目標（目標年度：令和 12 年度）

長期目標は、国の地球温暖化対策計画が示す地方公共団体を含む「業務その他部門」の目標を踏まえ、次のとおり設定します。

長期目標（目標年度：令和 12 年度）

平成 25 年度（基準年）排出量	：2,154t-CO ₂
平成 25 年度（基準年）比	：39.8%削減（▲857t-CO ₂ ）
令和 12 年度排出量	：1,297t-CO ₂

(2) 中間目標（目標年度：令和 7 年度）

令和 12 年度までの 10 年間で長期目標を達成するため、令和 7 年度までの 5 年間で毎年着実に取組を進めていくものとして、中間目標（第 4 次実行計画の削減目標）を次のとおり設定します。

中間目標（目標年度：令和 7 年度）※

平成 25 年度（基準年）排出量	：2,154t-CO ₂
平成 25 年度（基準年）比	：28.1%削減（▲605t-CO ₂ ）
令和 7 年度排出量	：1,549t-CO ₂

算定方法

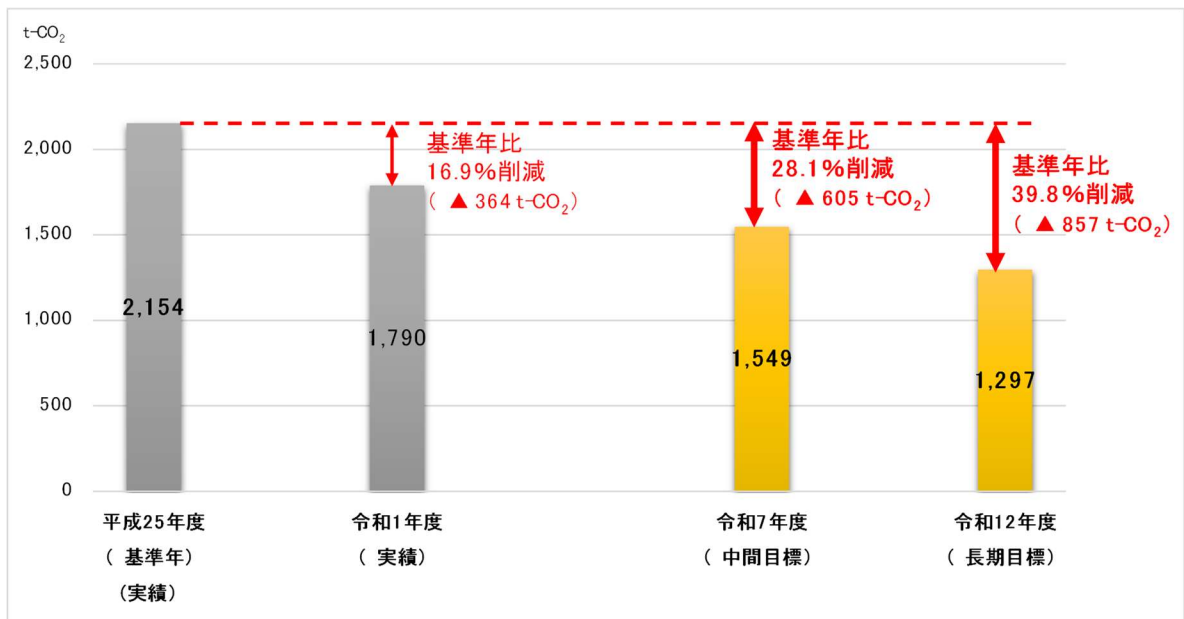
- 1 年間の削減率：39.8%÷17 年間（2013 年～2030 年）≒2.34%
- 平成 25 年～令和 7 年までの削減率：2.34%×12 年間（2013 年～2025 年）≒ 28.1%

(3) 温室効果ガス削減目標のまとめ

勝央町が達成すべき温室効果ガス排出量の削減目標は、次のとおりとなります。

表 19 温室効果ガス削減目標のまとめ

	平成 25 年度 （基準年）	平成 7 年度 （中間目標年度）	平成 12 年度 （長期目標年度）
温室効果ガス 排出量(t-CO ₂)	2,154	1,549	1,297
削減量(t-CO ₂)		605	857
削減率（%）		28.1	39.8



なお、本町の事務事業における削減目標については上記のとおり設定しますが、計画期間における温室効果ガス排出量の把握と目標達成状況については、以下の内容で把握、評価していくこととします。

勝央町の事務事業における排出源	削減目標	勝央町の排出量 (t-CO ₂)	
		基準年 (平成 25 年度)	中間目標 (令和 7 年度)
電気、施設燃料 (灯油、A 重油、LPG) の使用	28.3%	2,107	1,511
公用車燃料 (ガソリン、軽油) の使用	19.5%	47	37
合計	28.1%	2,154	1,548

勝央町の事務事業における排出源	削減目標	勝央町の排出量 (t-CO ₂)	
		基準年 (平成 25 年度)	長期目標 (令和 12 年度)
電気、施設燃料 (灯油、A 重油、LPG) の使用	40.1%	2,107	1,262
公用車燃料 (ガソリン、軽油) の使用	27.6%	47	34
合計	39.8%	2,154	1,297

第5章 温室効果ガス削減への取組施策

1 取組方針

(1) 基本方針

温室効果ガスを削減していくためには、具体的な取組に対する計画、実行、評価及び見直しを定期的に行う推進体制のもと、職員の日常的な取組の進捗状況について確認を行うことが重要となります。そのためには、第4次実行計画の推進体制、進捗管理方法等において、各主体の役割分担を明確にし、より実効的な計画の推進体制を構築することで、全庁横断的な連携が可能となり、職員の理解の促進や、意識の共有につなげます。

また、委託や指定管理施設のように、外部の事業者等が施設や設備の運営管理を担っている場合は、可能な限り温室効果ガス削減の措置を講ずるよう協力要請をするとともに、今後は契約書や仕様書に第4次実行計画を遵守する旨を明記したうえで、「契約等に基づく要請」を新規契約や契約更新時に行います。

なお、具体的取組については、SDGs（持続可能な開発目標）における複数の異なる課題と解決が相互に関連していることを示すため、SDGsのロゴを表示します。

(2) 取組の体系

国の「地球温暖化対策計画」では、「業務その他部門」におけるエネルギー消費量のさらなる抑制のため、地方公共団体においてもこれまでのソフト面での取組に加えて、より一層の施設・設備のエネルギー効率の向上とエネルギー管理の徹底を図ることが求められます。

取組体系図	
方針1	各施設共通の設備更新対策
	<ul style="list-style-type: none">■ 照明設備のLED化■ 空調設備の更新■ ボイラー等の熱源機器の更新■ 変圧器やモーターの更新
方針2	各施設共通の運用改善対策
	<ul style="list-style-type: none">■ 設備の適切な稼働時間・稼働範囲の設定■ 照明照度の調整■ 空調設備の間欠運転■ 空調設備の適切な温度管理■ エネルギー使用量の確認と記録
方針3	その他の取組
	<ul style="list-style-type: none">■ 公用車への低燃費車の導入■ 新電力からの電力調達等
方針4	再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入
	<ul style="list-style-type: none">■ 太陽光、その他の再エネの利用

(3) 重点施策

「設備更新」、「運用改善」、「再エネ導入」の取組を重点対策として推進します。

対策区分	対策項目	内容
設備更新	照明設備のLED化	施設の稼働が高く、投資回収が見込まれる照明設備を重点的にLEDに更新することで省エネを図る。
	空調設備更新	パッケージエアコン等空調設備を省エネ効果の高いトップランナー方式に適合した製品等の機器に更新することで省エネを図る。 また、熱源方式の見直しにより、温室効果ガス排出量の削減を図る。
運用改善	設備の適切な稼働時間・稼働範囲の設定	設備のスイッチごとの稼働範囲の表示、季節・時間帯ごとに稼働時間の調整、こまめな電源のON・OFFを行い、無駄な稼働時間を削減することで省エネを図る。
	照明照度の調整	照度計により室内照度を測定し、利用用途以上に明るい場合は、照明スイッチによる消灯や照明の間引き等により省エネを図る。
	空調設備の間欠運転	従来は連続運転していた空調機を計画的に間欠運転することで、省エネを図る。
	空調設備の適正な温度設定管理	過度な冷暖房の運用を避け、室内の温度を測定しながら適正な温度管理を行う。
	空調設備の点検・清掃	エアコンのフィルターや空調室外機（フィンコイル）を清掃することで、空調機の運転効率の向上を図る。 また、中間期等の未使用期間は主電源をOFFにする。
	エネルギー使用量の確認と記録	燃料使用量等の確認及び記録を行い、設備の適正な運用と省エネへの普及啓発を図る。
	温度計測器によるモニタリング	温度のモニタリングにより空調利用状況が適正か把握する。
再エネ導入	カーテン等による日射の調整	カーテン・ブラインド等により日射を調整する。
	太陽光発電の導入	保守性や耐荷重の面から設置の可能性が高い太陽光発電設備を積極的に導入する。 また民間活力を活用した導入を検討する。
	バイオマス燃料設備の導入	バイオマス燃料を活用した設備を検討し、積極的に導入する。
	排出係数の低い電気の調達	再エネによる電気等、排出係数の低い電気の調達を図る。

2 具体的な取組施策

(1) 施設管理に伴う取組

1) 設備の更新に関する取組



施設の新設・改修時や老朽化した設備・機器等を更新する際に従来よりも高効率のものを導入することは温室効果ガスの削減につながります。本町では、平成 29 年 3 月に策定した「勝央町公共施設等総合管理計画」を踏まえ、公共施設等の運営・維持管理を実施しています。設備・機器の導入・更新については、温室効果ガスの大きな削減効果が見込まれますが、反面、応分の費用が必要となるため、財政担当部署等の理解・協力・連携を図っていきます。

設備・機器の導入・更新の際には、以下の点について検討するものとします。

- 省エネ製品等に関する知識・情報の把握
- メンテナンス費・光熱水費の経年把握
- 省エネ診断や保守点検による設備の効率、劣化状況の確認
- 更新による省エネ・光熱費削減効果・ライフサイクルコストの検証
- 再エネ（太陽光発電、太陽熱温水器等）の導入の可能性
- 老朽化に伴う更新のタイミングにあわせた高効率機器の導入の可能性
- 災害時の機能維持に資する機器の導入の可能性
- ESCO 事業や国庫補助金等の支援策の活用

項目	対策内容
照明設備	<input type="checkbox"/> LED 照明を導入する。 <input type="checkbox"/> 使用時間の少ない廊下、便所などに人感センサを導入して自動化し、照明電力消費量を削減する。 <input type="checkbox"/> 大空間の事務室の中で必要な場所のみを点灯できるように照明回路を分けるなどスイッチを細分化して、照明電力消費量を削減する。 <input type="checkbox"/> 調光式照明器具と調光用センサを用いた自動調光制御方式を導入し、昼光を積極的に導入することで、照明電力消費量を削減する。
空調、換気設備	<input type="checkbox"/> パッケージエアコン等空調設備を省エネ効果の高いトップランナー方式に適合した製品等の機器に更新することで空調電力消費量を削減する。 <input type="checkbox"/> 熱源方式の見直しにより、温室効果ガス排出量の削減を図る。 <input type="checkbox"/> 導入外気（給気）と空調排気との間で熱交換（空気対空気）を行う全熱交換器を導入し、空調負荷の軽減を図る。 <input type="checkbox"/> 冬期などに冷房需要があり、外気温度が室温より低い場合には、冷凍機を運転せずに送風運転のみを行う外気冷房システムを導入する。
給湯・ボイラ設備	<input type="checkbox"/> 潜熱回収方式、ヒートポンプシステムを含めた高効率給湯システムや高効率ボイラーの採用を検討する。
業務用機器	<input type="checkbox"/> 省エネ型冷蔵冷凍ショーケースへ更新する。 <input type="checkbox"/> 冷凍冷蔵ショーケースの冷媒ガス圧自動制御システムを導入する。

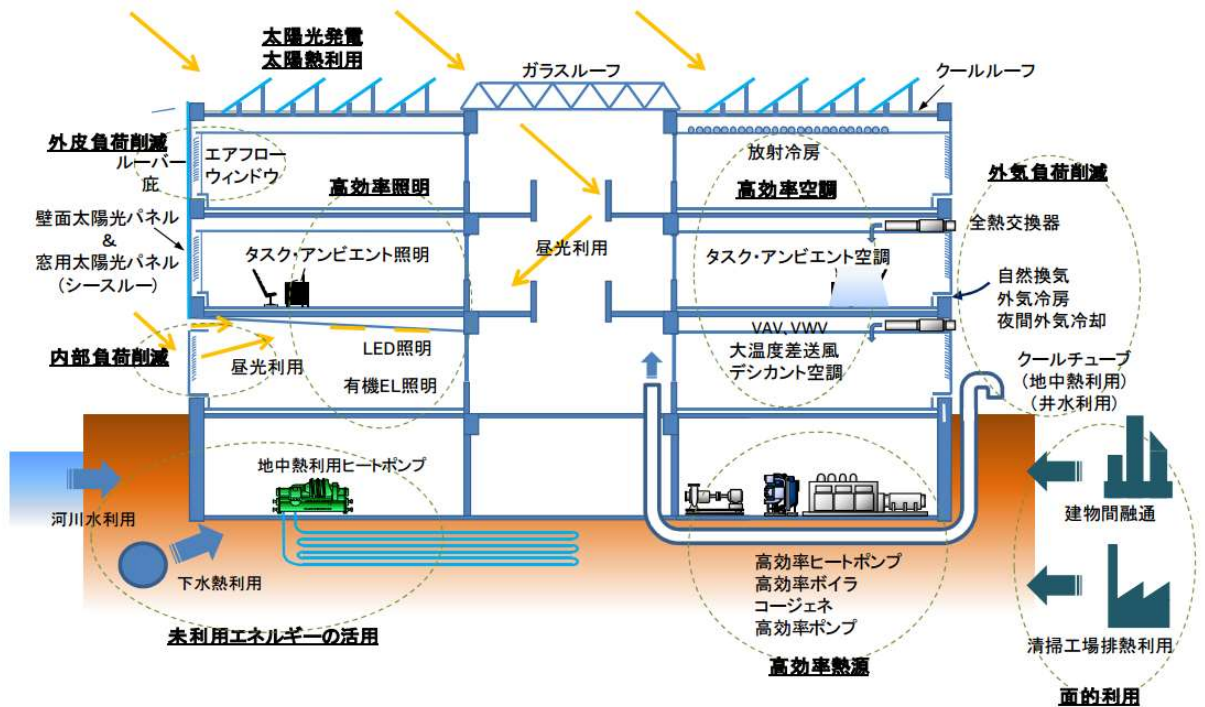
項目	対策内容
昇降機設備	<input type="checkbox"/> 既設エレベータの制御装置を主体とする更新時に、インバータ制御方式や電力回生制御の導入を図り、搬送消費電力を削減する。 <input type="checkbox"/> 人感センサにより利用者を感知して自動的に運転を開始・停止する自動運転制御装置を導入し、搬送電力使用量を削減する。
受変電設備	<input type="checkbox"/> 耐用年数を経過したコンデンサは電力消費が大きく、故障頻度が増すため、低損失コンデンサへ更新し、電力損失を減らす。 <input type="checkbox"/> 耐用年数を経過した変圧器は変換効率が悪く、故障頻度が増すため、高効率型変圧器へ更新し、電力変換損失を減らす。
民生機器	<input type="checkbox"/> 利用者が少ない時間帯の照明の消灯や運転の停止などの機能の付いたノンフロンヒートポンプ省エネ型自動販売機への更新を図る。 <input type="checkbox"/> 節水型の便座や待機電力を削減する省エネ型の温水洗浄便座へ更新し、給排水動力エネルギーや暖房用電力消費量を削減する。
建築	<input type="checkbox"/> 日照調整フィルムを導入する。 <input type="checkbox"/> ルーバや庇を窓外に設置し、夏期や冬期などの日射熱を制御することにより、空調負荷の低減を図る。 <input type="checkbox"/> 複層ガラスと断熱性能や遮熱性を高めた高性能ガラスを組み合わせた高断熱ガラス・サッシを導入し、空調負荷の低減を図る。
その他	<input type="checkbox"/> エネルギー消費量の見える化により省エネ対策を評価するため、エネルギーモニタリング制御を導入する。

2) 新設・大規模改修に関する取組

新たに公共施設の新設や大規模改修を行う場合には、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル：年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物）の検討を行います。ZEBの実現を目指す建築物の再エネ・省エネ設備導入例を図5に、設備の一覧を表20に記載します。太陽光発電等の再エネ利用設備の設置を検討するほか、建築物に高い省エネ性能を確保できるように建物の躯体（外皮）から照明・空調・動力機器等に至るまで、省エネ設備の導入を検討します。

特に新設の場合は、計画・設計段階から導入を検討・設置することで、建設後に検討・設置するよりも建設コストが少なく済みす。

なお、建築物の省エネ基準は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に基づき定められており、特に高い省エネ性能をもつ建築物には国の支援制度が設けられています。支援制度を上手に活用しながら、低炭素社会に貢献できる建築物を目指します。



資料：資源エネルギー庁「ZEBの実現と展開に関する研究会報告書」

図5 建築物における再エネ・省エネ設備の導入例

表20 再エネ・省エネ設備一覧

項目	設備名
再エネ設備	<input type="checkbox"/> バイオマス発電設備
	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備
	<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム
	<input type="checkbox"/> 小形風力発電設備
	<input type="checkbox"/> 地中熱利用設備
省エネ設備	<input type="checkbox"/> 燃料電池設備
	<input type="checkbox"/> 高効率給湯設備（潜熱回収型）
	<input type="checkbox"/> 高効率照明設備（LED灯）
	<input type="checkbox"/> 照明制御システム

項目	設備名
	<input type="checkbox"/> マイクロコージェネレーション設備 <input type="checkbox"/> 断熱・日射遮蔽設備（開口部） <input type="checkbox"/> 自然採光 <input type="checkbox"/> 空調制御システム

3) 設備の運用改善・保守管理に関する取組



項目	対策内容
照明設備	<input type="checkbox"/> 照度計により室内照度を測定し、利用用途以上に明るい場合は、照明スイッチによる消灯や照明の間引き等を行う。 <input type="checkbox"/> 季節・時間帯ごとに稼働時間を調整する。
空調設備	<input type="checkbox"/> 従来は連続運転していた空調機を計画的に間欠運転する。 <input type="checkbox"/> 過度な冷暖房の運用を避け、室内の温度を測定しながら適正な温度管理を行う。 <input type="checkbox"/> エアコンのフィルターや空調室外機（フィンコイル）を清掃する。 <input type="checkbox"/> 中間期等の未使用期間は主電源を OFF にする。 <input type="checkbox"/> 冷暖房時間の長期化によるエネルギー消費の増加を防ぐため、空調運転開始時間を季節毎に検討し、立ち上げ時間をこまめに調整する。 <input type="checkbox"/> 季節に応じて空調開始、停止時期をこまめに変更するとともに、不在時の空調運転を停止する。 <input type="checkbox"/> 冷房負荷の大きい夏期に、夜間や早朝の冷たい外気を積極的に取り入れ、冷房負荷を削減する。 <input type="checkbox"/> 中間期、冬期に冷房需要がある場合、外気温度が室温より低い時には、外気導入送風運転を実施する。 <input type="checkbox"/> 冬期に冷房需要があるビルでは、ペリメータ機器とインテリア機器の設定温度や運転方法を見直し、室内混合損失を防止する。 <input type="checkbox"/> 冷温水発生機などの冷温水出口温度を年中一定のままにせず、軽負荷時など、こまめに調整し、熱源機器の運転効率を高める。
給湯・ボイラ設備	<input type="checkbox"/> 燃焼用空気の過剰送風による燃焼温度や燃焼効率の低下を防ぐため、熱源負荷の状況に応じて空気比を調整する（低く抑える）。 <input type="checkbox"/> 蒸気ボイラの過剰圧力による過剰な燃焼を防ぐため、運転圧力を調整する。 <input type="checkbox"/> 燃焼制御装置の待機電力を削減するため、ボイラなどの停止時間の電源を遮断する。 <input type="checkbox"/> 給湯温度の設定を衛生上可能な範囲で低く調整することで、給湯エネルギー消費量や配管の熱損失を減らす。 <input type="checkbox"/> 手洗用給湯の必要性は必ずしも高くない冬期以外の給湯を停止するなど、給湯期間を短縮し、熱源エネルギー消費量を削減する。
業務用機器	<input type="checkbox"/> 冷蔵冷凍ショーケースの温度を適正に管理する。
給排水衛生設備	<input type="checkbox"/> 給水負荷の状況に応じて流量や圧力を調整し、ポンプおよびモータの過剰運転を抑制する。

項目	対策内容
受変電設備	□夏期など一時期のみ稼働する負荷のための変圧器がある場合、負荷が必要となる時期まで変圧器用開閉器を遮断し、電力変換損失を減らす。
民生機器	□自動販売機の節電（照明消灯・夜間運転停止など）の実施。
その他	□設備の運用手順（管理標準等）を策定し、全施設において効果的な運用管理を推進する。 □温度のモニタリングにより空調利用状況が適正か把握する。 □燃料使用量等の確認及び記録を行い、設備の適正な運用と省エネへの普及啓発を図る。

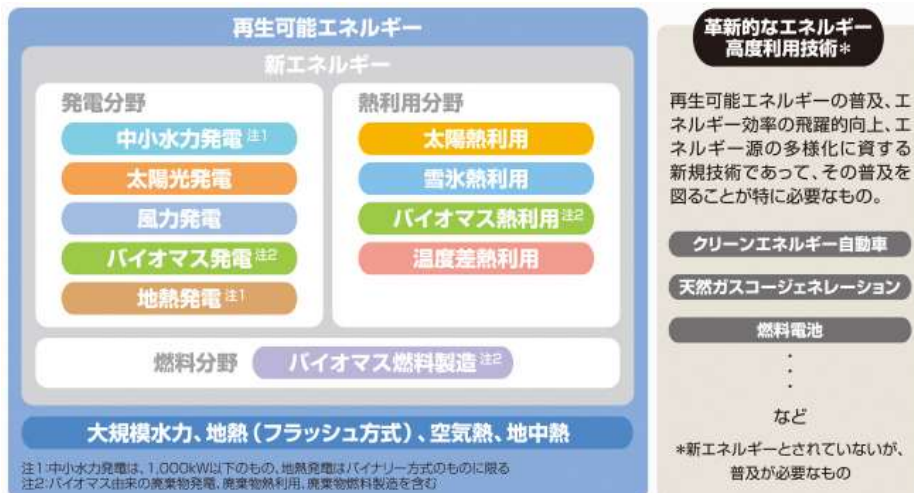
4) 再エネの導入に関する取組



項目	対策内容
自立・分散型エネルギーシステムの構築	□災害時の拠点となる公共施設においては、再エネ設備と合わせて蓄エネルギー設備の設置を検討し、災害時に外部からのエネルギー供給が寸断された場合でも自立してエネルギー供給が可能となるシステムの構築に取り組む。
バイオマスエネルギーの利用拡大	□公共施設への薪やペレット、チップ等の木質バイオマスを利用した設備の導入可能性を調査・検討する。
排出係数の低い電気の調達	□公共施設における電気の調達について、排出係数の低い電気を調達するよう入札参加条件等の整備を検討する。

再エネの種類

再エネとは、エネルギー源として永続的に利用することができるものであり、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスがあります。



資料：一般財団法人新エネルギー財団ホームページより

(2) 日常業務での取組 (COOL CHOICE の推進)

職員による節電や燃料の使用抑制など、日常業務における環境配慮行動を推進することにより、温室効果ガス排出量の削減を推進します。

また、すべての職員が容易に実行できることが見込まれるため、共通のルールとして周知し、今後も全庁的な取組を展開します。



1) エコオフィス行動の実践

項目	対策内容
空調、換気に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> クールビズ・ウォームビズの奨励と組み合わせ、庁舎、施設等の空調の温度管理を適正（冷房 28℃、暖房 20℃を目安）に行う。 <input type="checkbox"/> 夏期においてはブラインド、カーテン、ゴーヤ等のつる性植物による窓際の緑化（緑のカーテン）等により空調効率を高める。 <input type="checkbox"/> 就業時間外や会議室の使用前後における空調の使用時間短縮化を図る。 <input type="checkbox"/> 空調使用時は扉や窓を確実に閉め、また出入りの際も速やかに開閉するなど室内への外気の侵入を防止する。 <input type="checkbox"/> 空調の使用時は換気扇の使用を控える。 <input type="checkbox"/> 就業時間外の空調使用は控える。 <input type="checkbox"/> 空調の使用時は、空調設備の空気の吹き出し口付近に空気の流れを遮断するような障害物を配置しない。 <input type="checkbox"/> 断続的に使用する部屋（会議室等）の空調は、電源をこまめに切る。 <input type="checkbox"/> 空調使用時は扇風機やサーキュレータを併用し室内の温度ムラを解消する。
照明に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 業務に支障のない範囲での昼休みにおける執務室の消灯、廊下照明の部分消灯を徹底する。 <input type="checkbox"/> 廊下、昼休み、時間外勤務時の照明は、必要最小限とする。 <input type="checkbox"/> 給湯室、トイレ等では、使用するときだけ点灯し使用後は、消灯する。 <input type="checkbox"/> 照明スイッチに点灯場所を明示する。
事務機器に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 昼休み、時間外勤務時は、業務に支障のない範囲で、OA機器のスイッチオフを励行する。 <input type="checkbox"/> パソコンモニターの輝度を業務に支障のない範囲で下げる。 <input type="checkbox"/> スイッチ付き電源タップを活用し、退室後の待機電力消費を防止する。
給湯に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 給湯器や湯沸器等は季節に合わせて設定温度を低めに調節する。 <input type="checkbox"/> 給湯時期・時間はできるだけ短縮する。 <input type="checkbox"/> 湯沸かし時には必要最低限の量を沸かす。
その他機器使用に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 機器を使用しない時には、業務に支障のない範囲で主電源を切る。 <input type="checkbox"/> 職員はエレベーターを使用しないようにする。 <input type="checkbox"/> トイレ、湯沸室、倉庫等常時利用しない部屋の換気扇は、必要時のみ使用する。 <input type="checkbox"/> 電気温水器・温水洗浄便座等温水機器の省エネモードを活用する。 <input type="checkbox"/> 温水洗浄便座のフタを使用時以外は閉める。 <input type="checkbox"/> 温水洗浄便座は季節に合わせて設定温度を調節する。 <input type="checkbox"/> 電気ポットの保温設定はなるべく低く設定し、必要な湯量のみとする。 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫の設定温度はできるだけ、夏は「中」、冬は「弱」に設定する。

COOL CHOICE (クールチョイス)

「COOL CHOICE」とは、2015年、すべての国が参加する形で、2020年以降の温暖化対策の国際的枠組「パリ協定」が採択され、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を2℃未満にする（さらに、1.5℃に抑える努力をする）こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。

パリ協定を踏まえ、我が国は、2030年度に温室効果ガスの排出を2013年度比で26%削減する目標を掲げています。

この目標達成のためには、家庭・業務部門においては約4割という大幅削減が必要であり、政府は、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進しています。

<p>あかり未点計画</p> <p>LED 照らせ未来を 省エネで</p>  <p>家庭の中で、冷蔵庫に次いで電気を消費しているのが照明。電球型LEDランプに換えると一般的な電球(白熱電球)と比較して、約85%の省エネになり、40倍長持ちします。</p>	<p>CoolBiz WARMBiz</p> <p>効かせすぎ エアコン地球を あつためる</p>  <p>室温を重畳することは気候変動対策への第一歩です。過度に冷房・暖房に頼らなくても、快適に通ごすためのライフスタイルがCO₂排出削減につながります。</p>	<p>エコ家電 省エネラベルで えラベルYO!</p>  <p>消費電力が高い家電は冷蔵庫、照明、テレビ、エアコン、温水洗浄便座。★の形で省エネ性能を表示しているので、できるだけ5つ星家電を選びましょう。電気代を節約できます。</p>
<p>ECO DRIVE</p> <p>アクセルで 気候変動 ブレーキを</p>  <p>アクセルの踏み込みをやさしくする。そんなエコドライバーになることで約10%燃費が向上し、CO₂排出量削減につながります。お財布にやさしく、地球にもやさしい。</p>	<p>eco マイアクト</p> <p>脱炭素 エコカーに 乗って前進!</p>  <p>電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド、プラグインハイブリッド、クリーンディーゼル車等を選択することで、高い燃費性能を手に入れて、脱炭素社会をつくりませんか?</p>	<p>smart move</p> <p>スマートに 電車やバスで エコ移動</p>  <p>電車やバスなどの公共交通機関は、CO₂排出量が少ない移動手段。通勤や通学はもちろん、旅行やちょっとした外出なども電車やバスを利用して、移動をエコに。</p>
<p>断熱性 高めて減らす 電気代</p>  <p>住宅の外壁や屋根、天井、床、窓の断熱改修によって、冬は暖かく夏は涼しい快適な住空間が生まれます。冷暖房効率も向上し、快適で健康なおうちにしませんか?</p>	<p>シェアをして 省エネ効果 発揮する</p>  <p>最近、増えているシェアオフィス。新しいコミュニケーションが生まれ、ネットワークが広がるだけでなく、エネルギーをシェアして、省エネにつながります。</p>	<p>一回で 受け取りませんか? 宅配便</p>  <p>宅配便の取扱数は約43億個。そのうち、約2割が再配達。再配達のトラックから排出されるCO₂の量は年間でおよそ42万トン。時間指定や宅配ボックス、コンビニ受け取り、アプリの活用など、いろいろな受け取り方法があります。</p>

資料：環境省「COOLCHOICE アクションカード」

2) 公用車に関する取組



項目	対策内容
使用に関する取組	<input type="checkbox"/> アイドリングストップの徹底や急発進・急加速の回避などエコドライブを励行する。 <input type="checkbox"/> 近距離の移動時には、徒歩や自転車利用など可能な限り公用車の使用を抑制する。

エコドライブ

エコドライブとは、燃料消費量を削減することでCO2削減につながる環境にやさしい自動車の運転方法です。また、燃料消費量が削減できることから経済的なメリットがあると同時に、心に余裕を持った運転をすることで、交通事故の削減にもつながります。

1 ふんわりアクセル「Eスタート」

発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう(最初の5秒で、時速20km程度が目安です)。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。

6 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認し、時間に余裕をもって出発しましょう。さらに、出発後も道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約になります。たとえば、1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。

2 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。

7 タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します(適正値より50kPa(0.5kg/cm²)不足した場合)。また、エンジンオイル・オイルフィルター・エアクリーナエレメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善します。

3 減速時は早めにアクセルを離そう

信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンブレーキを活用しましょう。

8 不要な荷物はおろそう

運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。

4 エアコンの使用は適切に

車のエアコン(A/C)は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。また、冷房が必要なときは、車内を冷やしすぎないようにしましょう。たとえば、車内の温度設定を外気と同じ25℃に設定した場合、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。

9 走行の妨げとなる駐車はやめよう

迷惑駐車はやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車のない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。

5 ムダなアイドリングはやめよう

待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐車の際は、アイドリングはやめましょう(※1)。10分間のアイドリング(エアコンOFFの場合)で、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です(※2)。エンジンをかけたらずらに発進しましょう。

10 自分の燃費を把握しよう

自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果を感じられます。車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。

資料：エコドライブ普及連絡会「エコドライブ10のすすめ」

3) 用紙類に関する取組



項目	対策内容
使用に関する取組	<input type="checkbox"/> 両面印刷、両面コピーの徹底に努め、可能な限り2アップ印刷等を励行する。 <input type="checkbox"/> 内部資料等では使用済み用紙の裏紙使用を徹底する。 <input type="checkbox"/> 会議用資料や事務手続きの一層の簡素化又は電子化を図り、PCやモニターを利用した会議を実施するなどペーパーレス化に取り組む。 <input type="checkbox"/> 使用済み封筒の再使用を積極的に行う。
廃棄に関する取組	<input type="checkbox"/> 不要となった紙類は、ホチキスやクリップを外し有価物回収する。 <input type="checkbox"/> シュレッダーの使用は機密文書の廃棄等に限定し、シュレッダーくずはリサイクルする。
購入に関する取組	<input type="checkbox"/> コピー用紙を購入するにあたり、在庫管理を徹底し、必要以上の用紙の購入を控える。

4) 水使用に関する取組



項目	対策内容
使用に関する取組	<input type="checkbox"/> 日常的な節水の励行、「節水」表示による施設利用者に節水の呼び掛けを行う。 <input type="checkbox"/> 散水やトイレ洗浄水には雨水を利用する。
その他	<input type="checkbox"/> 定期的な点検により漏水を防止する。

5) 廃棄物・リサイクルに関する取組



項目	対策内容
購入に関する取組	<input type="checkbox"/> 事務用品の購入にあたっては、エコマーク等の環境ラベリング製品を優先的に選択するなど、グリーン調達・グリーン購入を徹底する。 <input type="checkbox"/> マイバック、マイカップ等を使用するなどし、使い捨て商品の使用を抑制する。
廃棄に関する取組	<input type="checkbox"/> 物品使用の合理化、再使用、再生利用を進め廃棄物としての排出量を削減する。 <input type="checkbox"/> 資源回収ボックスを適切に設置し、ごみの分別（燃えるごみ、資源ごみ・有価物）を徹底する。 <input type="checkbox"/> 厨房や給食で発生する食品残さの削減を図る。 <input type="checkbox"/> 有価物は新聞紙、雑誌、雑紙、段ボール、紙パック、古着、毛布に分別して回収する。 <input type="checkbox"/> 不要となった物品等については、他所属での再利用を図る。 <input type="checkbox"/> 町が定める廃棄物排出区分に基づく排出方法を定め、分別排出しやすいごみ置き場を設けることで、資源ごみの100%再利用、再資源化を図る。

第6章 実行計画の推進

1 進行管理の基本的な考え方

第4次実行計画は、環境マネジメントシステムにおける進行管理の考え方であるPDCAサイクルを基本として、継続的な改善を図りながら推進していきます。なお、PDCAサイクルは、計画期間全体を対象とした計画推進段階と毎年度の取組を対象とした取組実行段階において、多層的な運用を図ります。

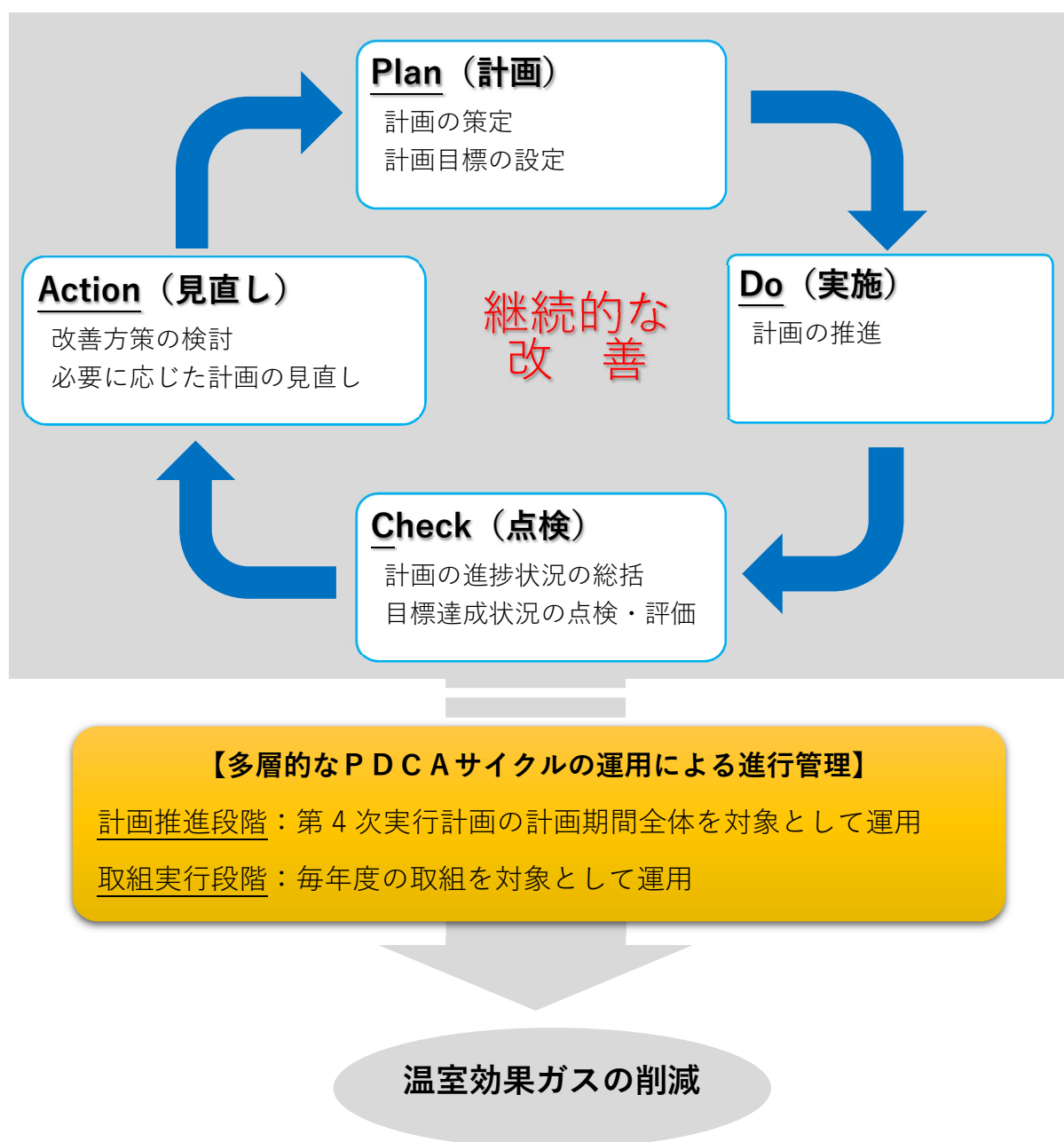


図 6 進行管理の基本的な考え方

2 計画の進め方

(1) 推進体制の整備 (P)

計画推進段階のPDCAサイクルを運用する第一歩として、計画策定及び計画目標の設定を行うとともに、職員一人ひとりの自主的な取組をベースとして、計画に基づく地球温暖化対策を組織的に推進していくため、下図に示すような体制を整備します。

1) 計画推進体制

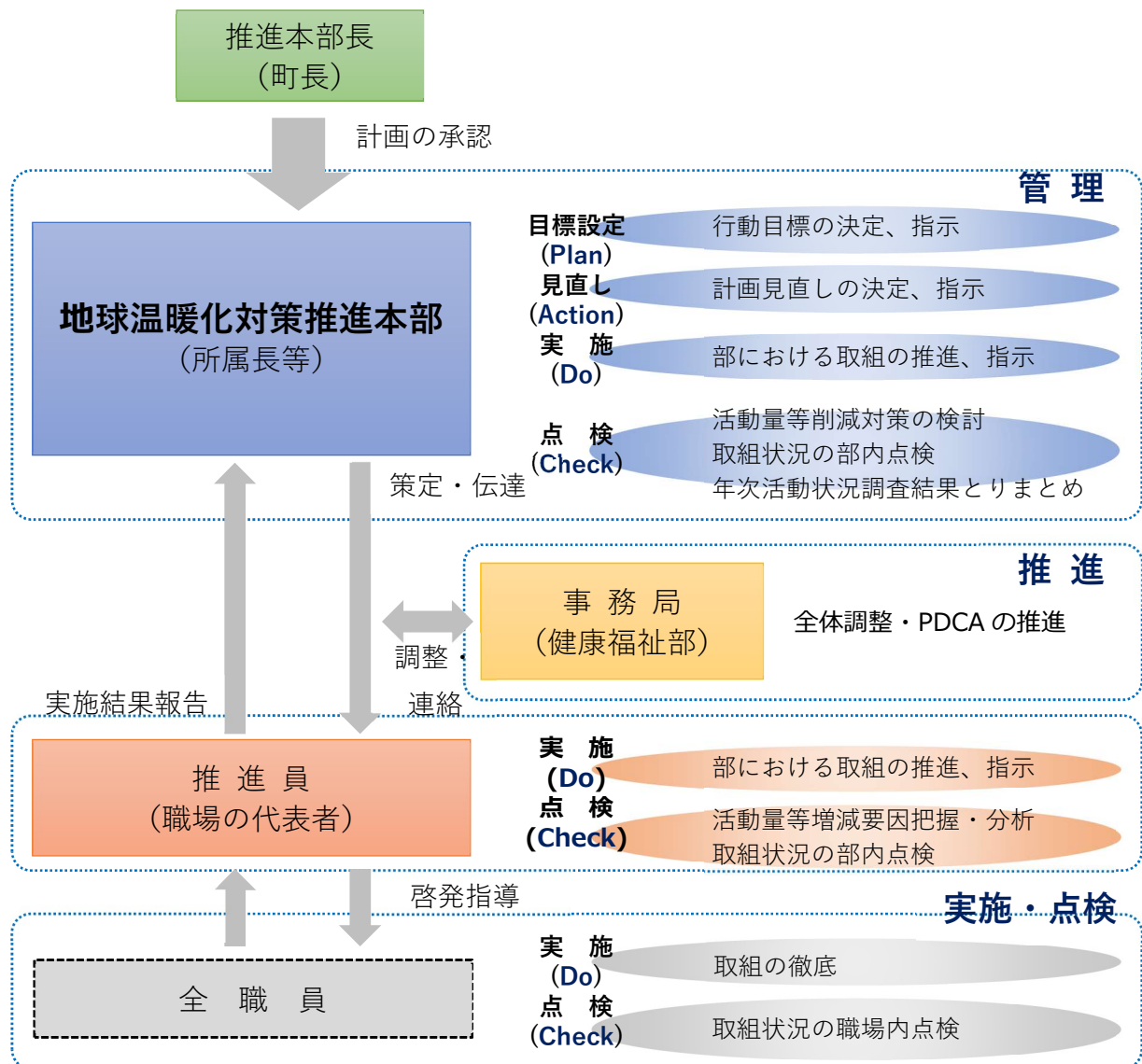


図 7 計画推進体制の全体像

2) 各組織・主体等の役割

主体	役割
推進本部長（町長）	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策推進本部が決定、または見直した計画を承認します。
地球温暖化対策推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ・各課長が委員となり、行動目標や取組内容などを決定します。 ・決定した計画に基づいて、部における取組の実施を指示します。 ・年次活動状況調査結果のとりまとめを通じて、取組状況の点検を行うとともに、活動量等削減対策を検討します。 ・点検結果を踏まえて、計画の見直しを行います。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部が事務局を担当し、取組状況の調査や取組の実施に係る連絡を行います。 ・地球温暖化対策推進本部の決定に基づいて、庁内全体の調整を行います。 ・推進員から報告のあった年次計画書兼実績報告書を確認し、全体的な評価を行います。 ・PDCA サイクルの運用を通じて、計画を推進します。
推進員	<ul style="list-style-type: none"> ・各部・施設の職員の中から選任され、地球温暖化対策推進本部及び事務局から連絡、指示を受け、各所属において取組を推進します。 ・各所属において活動量等を把握し、それらの増減要因の分析を通じて取組状況を点検します。 ・点検結果のとりまとめを行い、事務局を通じて地球温暖化対策推進本部に報告します。 ・所属での目標・取組について年次計画書兼実績報告書を作成し、取組の進捗状況等を評価し、事務局に報告します。 ・取組の実施にあたっては、所属内の職員に対する啓発指導に努めます。
全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・推進員の指導に基づいて、取組の実施を徹底します。 ・自らの取組結果を点検し、推進員に結果を報告します。

(2) 計画の実行 (D)

計画の実行にあたっては、計画全体の目標や取組内容を踏まえ、計画期間内の毎年度において実施計画を立案し、全職員が一丸となって取組を実践していきます。

また、温室効果ガス排出状況を定量的に把握するため、エネルギー使用量や取組状況点検表などを毎年度集計することで取組状況を把握し、その結果から取組の効果を検証します。また、所属内においては、所属での目標・取組について年次計画書兼実績報告報告書を作成し、取組の進捗状況等を評価・検証します。検証結果は取組の改善策検討に生かし、次年度の実施計画に反映します。

このように、毎年度取組実行段階のPDCAサイクルを運用し、取組の継続的な改善を図りながら計画を推進していきます。

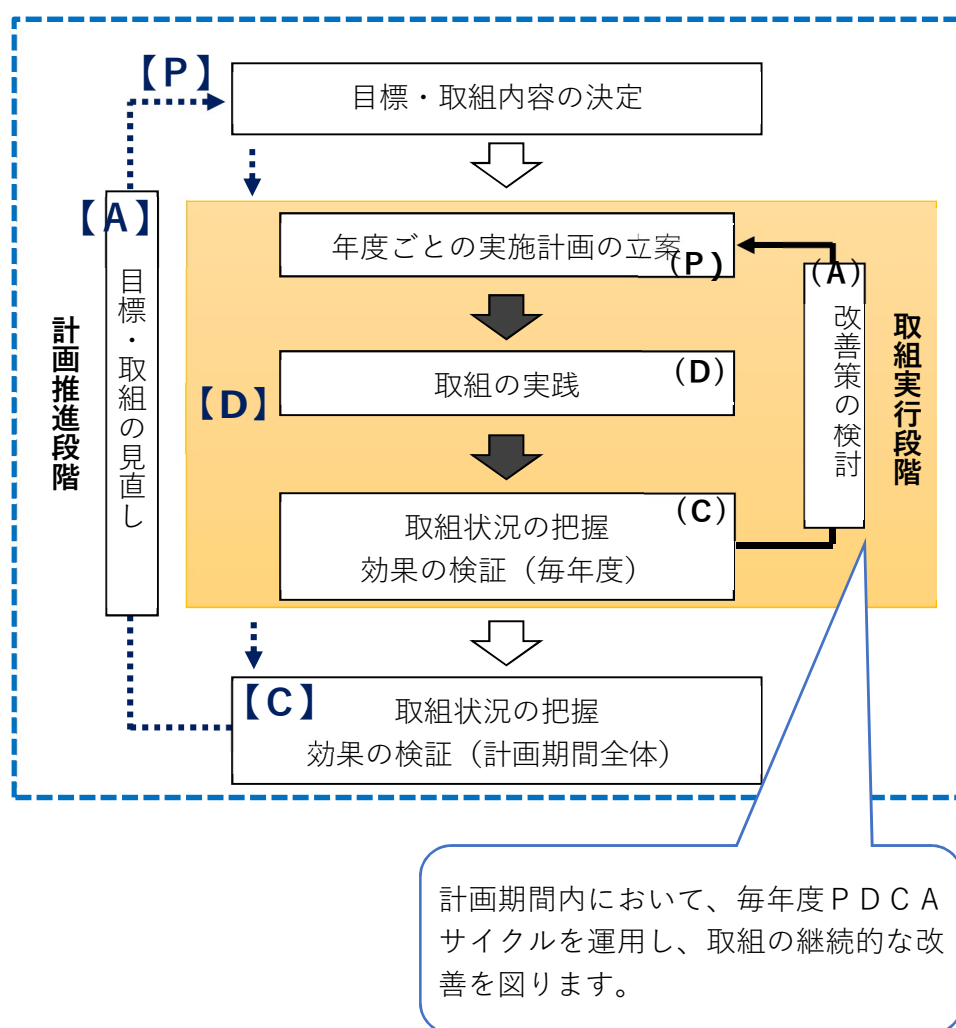


図 8 多層的なPDCAサイクルの運用

(3) 点検・評価 (C)

計画期間内は、調査対象範囲の温室効果ガス排出状況や職員の取組実施状況について、年度ごとに調査を行います。調査は、庁内ネットワークを活用して事務局が各所属に所定の調査票を配布し、必要事項の記入を依頼します。

各所属では推進員が全職員の点検結果に基づき活動量等を取りまとめ、事務局に報告します。

また、所属内においては、所属での目標・取組について年次計画書兼実績報告書を作成し、取組の進捗状況等を評価・検証し、次年度以降、より効果的な取組を実施するための改善方策を検討します。

推進員は、調査によって明らかになった取組等の実態を踏まえ、活動量等の増減要因分析などを行い、次年度以降、より効果的な取組を実施するための改善方策を検討します。

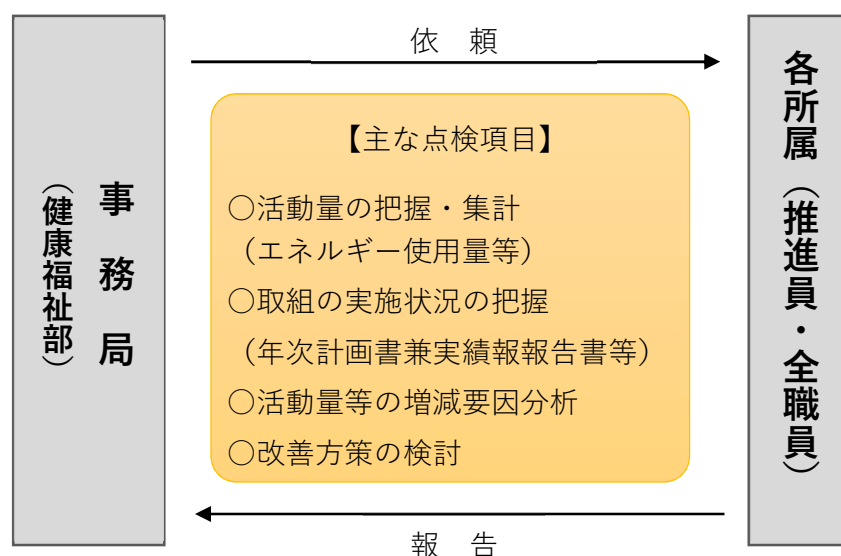


図 9 計画の点検手法

(4) 進捗状況の公表 (A)

第4次実行計画に基づく取組は、勝央町の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減という本来の意義のほかに、住民等に対する町の率先行動としても意義があります。そのため、取組の点検・評価結果を公表することで、温室効果ガス排出量削減に向けた取組の地域全体への波及効果が期待されます。

このことを踏まえて、事務局は毎年度、第4次実行計画に基づく取組の進捗状況や温室効果ガス排出状況などについて、広報紙やホームページ等を通じて公表します。また、公表結果をもとに、毎年度の取組や計画全体の見直しを図ります。

3 計画の運用フロー

